## 〇総務省告示第六十八号

<u>一</u> 十 L て 電 使 八 波 用 年 法 可 総 施 能 務 行 な 省 規 <u>告</u> 周 則 波 示第二 数 昭 和  $\mathcal{O}$ 百 範 + 囲 五. 等 十二号 五 を定める件) 年電波監理 (電波 法 委 員  $\mathcal{O}$ 施 会規 行 部 規 を次の 則第· 則 第 七 十四号) ように 条第五 第七条第 号 改正する。 0) 規 定に基づく特定 五号の 規 定 に 実験 基 づ き、 試 験 平 成 局 کے

平成二十九年三月一日

表中

2400MH z から2483.5

九州総合通信局管内

平成30年6月30日

₩ \j

0.45W以下

注

ω

注4及び注

を

 $_{\rm Z}$ 

Ж

S

総務大臣 山本 早苗

240	2400MHzから2483.5	九州総合通信局管内	平成30年6月30日まで	0.45W以下	注3、注4及び注6
X	MHzまで				
24	2445MH z から2455M	近畿総合通信局管内	平成30年3月31日まで	7950W L T	注 7
H	H z まで				空中線電力は、100W以下に
					限る。

に、

改め、 (注10)を(注13)とし、同(注13)の前に次のように加える。

_					Hzまで
	注13	1W以下	平成29年6月30日まで	東北総合通信局管内	5650MHzから5830M
					Hzまで
	注12	1 W以下	平成32年6月30日まで	関東総合通信局管内	5650MHzから5755M
に	注11	0.4W以下	平成32年6月30日まで	四国総合通信局管内	
	注10	0.4W以下	平成32年6月30日まで	中国総合通信局管内	
	注 9	0.4W以下	平成33年6月30日まで	東海総合通信局管内	Hzまで
	注 8	0.4W以下	平成30年6月30日まで	関東総合通信局管内	5490MH z から5690M
_ _					
					Hzまで
_ <b></b>	注10	1 W以下	平成29年6月30日まで	東北総合通信局管内	5650MH z から5830M
を	注 9	0.4W以下	平成32年6月30日まで	四国総合通信局管内	
	注 8	0.4W以下	平成32年6月30日まで	中国総合通信局管内	Hzまで
_ <b>_</b>	注 7	0.4W以下	平成33年6月30日まで	東海総合通信局管内	5490MH z から5690M

(注12) 東京都あきる野市乙津、同市切欠、 沢及び同市養沢の区域に限る。 同市戸倉、同市小和田、同市三内、 同市菅生、 回击深

に次のように加える。 表中 (注9) を(注11) とし、(注8) を(注10) とし、(注7) を(注9) とし、 (注6) の次

( 注 京都府相楽郡精華町大字南稲八妻小字北尻70番地の区域に限 Ø

(注8) 及び同町米川の区域に限る。 東京京 都西多摩郡檜原村倉掛、同村藤原、同村三都郷及び同村本宿並びに同郡奥多摩町白丸